

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

<事業者の皆様への協力要請>

要請内容

営業時間の短縮

対 象

さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の
「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

営業時間

午前5時から午後10時まで

要請期間

12月18日(金) 午前 0時から
12月27日(日) 午後12時まで

<県民の皆様への協力要請>

要請内容

営業時間の短縮を要請している、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の
「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の 午後10時以降の利用回避

要請期間

営業時間の短縮要請と同じ

埼玉県感染防止対策協力金(第1期の支給額増額)

概要

年末年始期間の協力金単価を倍増させる国の決定（**12月16日から4万円／1日**）を踏まえ、第1期（12月4日から17日まで）の感染防止対策協力金の支給額を増額する。

支給額

32万円／店舗（28万円から4万円増額）

その他留意事項

- ・ 対象地域やその他の支給要件は変更なし。

埼玉県感染防止対策協力金(第2期)

概要

営業時間短縮要請期間延長（**12月18日から27日まで**）に伴い、当該延長期間の全ての期間で協力した事業者に感染防止対策協力金を支給する。

支給額

40万円／店舗（**1日当たり4万円**）

その他留意事項

- ・ 対象地域やその他の支給要件は変更なし。
- ・ 第1期（12月4日から17日まで）とは別の申請とし、それぞれ要件を審査する。
 - ※ 第1期のみ、第2期のための協力であっても要件を満たせば支給する。
 - ※ 第1期から引き続き、協力する事業者の申請手続は簡素化する。

Go To Eat キャンペーンについて

◎Go To Eatキャンペーンについて

埼玉県におけるGo To Eatキャンペーンについては、第17回埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議で御意見を伺い、次のとおり取扱いを定めたところです。県内の感染状況を勘案し、この取扱いを当面続けます。

本部会議	決定事項
11月24日(火)	<ol style="list-style-type: none">販売停止について 12月1日(火)からの第2期分の予約を<u>一時停止</u>(新たな予約開始日は未定)利用抑制について<ul style="list-style-type: none"><u>既発券分の食事券・既に獲得したポイントの利用の差し控えを要請</u>11月27日(金)から <p>※ 控えて頂くのは店内での飲食に対する利用で、テイクアウトやデリバリーについては従前のおり食事券やポイントの利用は可能。</p>

県民の皆様への協力要請

(特措法第24条第9項)

◆ **会食・飲み会**は、**4人以下**（家族の場合や介助者を除く）で行い、
長時間にならないように

◆ **感染症対策**が十分にとられていない**施設の利用回避**

◆ **東京都との往来**は、できるだけ**控えて**（仕事、授業、受診を除く）

事業者の皆様への協力要請

(特措法第24条第9項)

◆ 彩の国「新しい生活様式」**安心宣言**及び業界のガイドラインを活用し、
感染症対策を徹底

◆ 業界ガイドラインに従った**感染症対策**が徹底されていない**飲食店**について
施設の使用停止

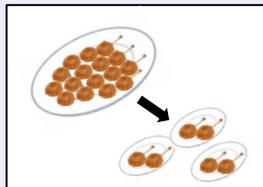
◆ **テレワーク、時差出勤**のさらなる**推進**

◆ 国及び県の**接触確認アプリ**の**活用・導入促進**

感染症対策がとられている飲食店の例



従業員がフェイスシールドでなく
マスクを着用



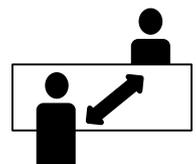
料理は大皿ではなく、個々に



手指消毒設備等を設置
こまめな消毒を実施



定期的な換気



斜め向かいの配席
社会的距離を確保

LINEコロナ
お知らせシステム



埼玉県LINEコロナお知らせシステム
QRコードを表示



パーテーションを設置

安心宣言



彩の国「新しい生活様式」安心宣
言を店頭に表示